

第七十二回 参議院 法務委員会 會議 録 第二号

昭和四十九年二月五日(火曜日) 午前十時十一分開会

委員の異動

十二月四日

原 文兵衛君

補欠選任 町村 金五君

十二月七日

前田佳都男君

補欠選任 柳田桃太郎君

増原 恵吉君

山本茂一郎君

十二月八日

竹田 現照君

補欠選任 藤田 進君

白木義一郎君

内田 善利君

十二月十九日

加瀬 完君

補欠選任 松本 英一君

十二月二十一日

加瀬 完君

補欠選任 松本 英一君

一月十九日

加瀬 完君

補欠選任 中村 英男君

二月五日

鈴木 強君

補欠選任 中村 波男君

野坂 参三君

補欠選任 星野 力君

出席者は左のとおり。

委員長 原田 立君

理事 棚辺 四郎君

佐々木静子君

委員

柳田桃太郎君
山本茂一郎君
吉武 恵市君
中村 波男君
藤田 進君
星野 力君

政府委員

香川 保一君

事務局側

二見 次夫君

○理事補欠選任の件
○派遣委員の報告に関する件

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
この際、委員の異動について報告いたします。本日、野坂参三君が委員を辞任され、その補欠として星野力君が選任されました。

○委員長(原田立君) 次に、理事の補欠選任についておはかりいたします。
委員異動に伴い、現在理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう存じます。

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう存じます。

○委員長(原田立君) この際、派遣委員の報告に関する件についておはかりいたします。

先般当委員会が行ないました検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として司法行政、検察行政等に関する調査のための委員派遣については、各班からそれぞれ報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十三分散会

(参照)

委員派遣第一班の調査の結果を御報告致します。委員派遣の第一班は、原田立委員長、後藤義隆理事、温水三郎委員の三名が昨年十月二十一日から二十五日までの五日間、福岡、大分、宮崎の各県下における司法行政及び検察行政、登記制度の運用、裁判所及び法務省関係の庁舎施設の管轄状況等について調査してまいりました。

調査項目第一、司法行政及び検察行政について、福岡高等裁判所及び福岡高等検察庁管内の状況を概括的に申し上げます。

福岡高等裁判所管内における両三年の事件処理の概況についてみますと、受理事件数では、高裁、地裁、簡裁ともに民事事件では横這いないし減少気味、刑事事件では、昭和四十三年の激減の後、再び増勢に転じ、家裁の家事事件は年間約一〇パーセント弱の増加傾向を示し、少年事件では減少気味であります。

最近の事件の傾向としては、民事刑事を問わず、自動車事故、公害、医療事故などが増え、質的に難しくなっていることとあります。これらは

自然科学その他の専門的理解を要し、未開拓の法領域に属するところが多く、あるいはまた当事者数が膨大化するなど担当裁判官の苦心を要するところとあります。

つぎに、検察庁から最近の犯罪傾向について特指された点は、麻薬事犯、覚醒剤事犯の増加であります。麻薬犯罪は、沖繩復帰により事件数が統計上増加し、全国の約半数を沖繩で占め、ヘロイン関係では七〇八割を占めており、検察庁としては警察、税関、麻薬取締官と協力してこの防禦対策に心を砕いております。また覚醒剤については、昭和二十年代後半の激増流行を三十四年頃までに鎮圧した経験を持つておりますが、再び全国的流行の徴候が現われております。九州地方では、最近韓国から大量に直輸入されているらしく、暴力団の資金源ともなっているため、これが鎮圧には全力をあげており、これには今次の覚せい剤取締法の罰則強化がその一助ともなると期待されております。

調査項目第二、登記事件の処理状況について、福岡法務局管内の不動産登記の受理事件数は逐年増加し、昭和四十七年には、甲号事件で約七十一万件、乙号事件で約五百八十四万件となり、この十年間に夫々一七・二パーセント、二七・三・五パーセントと著しい伸び率を示しております。

これは全国的傾向であり、これに対し、職員定員は、一〇・五・五パーセントと横這い状態、職員一人当たりの事務負担量は、甲号事件で二千八百件、乙号事件で二万三千件に達し、さらに本年も上半期比較でこれに二〇パーセント近い増加を示し、「その限界に達している」といわれております。

事務負担増加の傾向は、大分、宮崎の各地方方法務局管内でも同様であります。ここでは職員の

定員は、十年前に比べ大分で九名、宮崎で十二名の減少となっております。

この増加する事務処理にあたり、その対応策として超過勤務、隣接庁からの事務応援、賃金職員採用、国土調査、土地改良、区画整備等の特殊登記事件の提出時期の調整あるいは事務機器の導入等による省力化合理化が図られております。これらにも限度があり、なお何らかの「抜本的施策」の推進を必要としている現状であります。

当面の課題として、各法務局、地方法務局とも事件量の増加にみあう定員の増加がないことを指摘し、大分、宮崎では、最小限の要求としてさきに削られた定員の復活を要望してあります。その他負担増大に加えての職務の困難性に応える職員の待遇の改善、とくに給与面での昇格昇給の頭打ちの打開、機械警備方式の採用による宿日直制の廃止などが要望されております。

福岡法務局管内には、本局八、支局四十八、出張所二百四十四あわせて三百庁が配置されております。そのうち一人庁から三人庁までの小規模庁が八十五パーセントと圧倒的に多いのが特色であります。政府の行政機構の簡素合理化の一環として昭和四十六年から五ヶ年計画で行なわれている登記所の適正配置作業は、同管内では、昭和四十六年度には四ヶ庁、四十七年度には十一ヶ庁について統合が行なわれ、本年度は対象となり接渉中のも約三十ヶ庁であります。この管内では、離島、山間僻地に多い一人庁の存置の必要性があり、非効率とされる一人庁の解消にも困難が多い模様であります。現在接渉中のものについても地元関係者の便益を考慮し、地元の理解と協力がと得られるよう慎重な態度でことを進めているようにみうけました。

調査項目第三、裁判所及び法務省関係の庁舎施設の増改築状況について、関係庁舎のなかには戦前、戦後を問わず老朽、狭隘の現況にあり、早急に増改築の必要に迫られているものも未だ多数あります。逐次改善の措置がとられております。裁判所については、庁舎整備は概ね終り、なお

整備を要するものは若干残るが、新営についてはすべて上申済みとのことであります。昭和四十九年度新規新営要求庁には、宮崎地方裁判所管内の小林簡易裁判所があげられております。法務省関係で新営が望まれているところとしては、福岡地方検察庁の直方、行橋の各支部、前原区検、大分地方検察庁の杵築支部、宮崎地方検察庁管内の小林区検、日向区検、熊本地方検察庁本庁及び同地検三角支部、牛深区検、福岡高等検察庁那覇支部と那覇地方検察庁合同庁舎、福岡法務局直方支部、大分地方法務局本局、同中津支部、宮崎地方法務局本局、同都城支部、同延岡支局、同小林出張所等でありますが、福岡法務局管内三〇〇の庁舎のうち約三分の一が老朽、狭隘化し、加うるに激増する登記関係書類の保管のため、早期新営増築が望まれております。

職員宿舎については、福岡、大分、宮崎の各地方検察庁では、職員の国設宿舎の同居率は二分の一ないし三分の一程度で、一般職員の広域人事を行なうに当つても宿舎の不足で支障をきたし、また法務局でも登記所の統廃合による被統合庁の職員の宿舎の整備を強く求めておりました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、最後に今回の調査にあたり裁判所及び法務省関係当局から多大の御協力をいただきましたことを感謝いたしまして報告を終ります。

委員派遣第二班の調査の結果を御報告いたします。四十八年十月二十三日から二十六日までの四日間原文兵衛理事、佐々木静子理事、白木義一郎理事の三名が沖縄県において司法行政、検察行政、人権擁護及び冤罪問題等について調査してまいりました。

申すまでもなく、多くの人命が失われ、経済社会とも徹底的な壊滅を蒙つた沖縄が本土復帰して一年半になりました。その間、関係者におかれましてはいろいろな点の整備に日夜心を砕かれ渾身の努力を傾けておられたわけでありますが、まだ

まだ解決しなければならぬ問題もあるようであります。

以下、調査の概要を申し上げます。まず、福岡高等裁判所那覇支部における民事、刑事事件の受理件数は増加の傾向にあり、特に刑事事件の受理件数は相当な増加が予想されております。

那覇地方裁判所における民事事件の受理件数の傾向を見ると、通常訴訟は横ばい状態であり、手形小切手訴訟はわずかしかなく、調停事件が少なのが特徴であります。一方、刑事事件の受理件数は増加の傾向にあり、ことに渉外事件の増加が激しく、その渉外事件の受理人員は四十八年度（九月三十日現在）で二二七人もあり、うち一〇一人が那覇地裁本庁、半数以上の二六人がいわゆる基地の町、コザ支部で受理されております。罪名別では麻薬取締法違反が六三％も占めていることが注目されます。しかし、審理は比較的順調に行なわれているようであります。

那覇家庭裁判所における家事事件の受理件数はわずかではありますが増加の傾向にあり、本土と比較して戸籍訂正の許可を求める訴が多いのが特徴であります。那覇地方検察庁における四十七年度の刑法犯の受理人員は若干増加しているが、人口比では全国平均の一〇・一％を下廻つています。これは業過事件の受理人員が少ないことによるものと思われ、そのほり、全刑法犯発生件数中に占める罪種別にもこのほり、全刑法犯発生件数中に占める罪種別の比率をみると、凶悪犯、粗暴犯、窃盗がそれぞれ全国比を上廻り著しく高率であることが注目されます。少年事犯では全刑法犯中少年の占める比率はきわめて高く、中でも中学生の非行がめだち、その原因は基本的には貧困と混乱を背景とする沖縄の特殊な社会情勢に基因するものと思われ、また、業過事件の受理人員は漸増傾向にあり、ことに交通死亡事件の増加率は全国第一位であります。一方、特別法犯の受理人員は前年に比し減少しておりますが、麻薬取締法違反事件が全

国第一位（全国の四八・一％）で、そのほとんどは外国人であり、しかも逐年増加の傾向にあることが特に注目されます。外事事件では復帰後四十八年五月末までの約一年間に受理した被疑者数が二、四九八人のほり、全国の約五六％を占めていることも注目されます。今回の調査で沖縄の犯罪動向をみて感じますことは、いろんな要素がからみ合つておりますので簡単に云えないと思ひますが、総じて、沖縄は、法制面では早くから本土なみに整備されてきましたが、社会的実態がこれに伴わないことなどが、各種犯罪の多発を招く一因をなしているのではなからうかということがあります。

次に、那覇地方法務局においては、四十七年度の公務員による人権侵害事件が全受理事件の約二七％を占めておりましたが、四十八年度（九月三十日現在）では、家族及び近隣者間等私人間の人権侵害事件が全受理事件の大部分を占めております。これは復帰後公務員に対する人権思想の啓蒙が徹底しつつあることと、県民の人権思想の芽生えが、身近な周辺の対象に人権問題の存在を次第に認識しはじめてきたことを示すものと考えられます。冤罪関係については、事実の端緒がつかみにくいこともあつてか復帰後一件も人権侵害として受理されておられません。しかし、当局は婦人の人権擁護の立場から、転落の防止、人身拘束からの解放等々人権思想の普及啓蒙活動を行ない、また、人権擁護委員の冤罪問題に対する認識を深めることに努力されております。

沖縄の冤罪は、戦後特殊な事情の下で生活苦から特殊婦人に転落するケースが多く、冤罪防止対策が大きな社会問題となつております。四十七年五月十五日復帰と同時に冤罪防止法が全面施行され、四十七年十月現在、県警察本部の調べによると、取締等の強化により管理冤業者及び要保護女子が大幅に減少しておりますが、現実にはトルコ風呂、モーター等の増加及び観光事業の発展とあいまつて巧妙な営業により、それは潜在化しているにすぎないといわれております。私

二

たは、基地の町、コザ市吉原、いわゆる旧赤線地帯を視察してまいりましたが、古びた店舗は戸が閉められ、辺りに人影も見当らず、一見、廃業したかのように思われました。しかし、復活しかかっているという声もあり、今後警戒を要するところでありませう。また、コザ市にある米軍人を対象とする特設街では、依然としてひそかに営業が行なわれ、同周辺には米軍人を相手とする街娯もなお相当数いるといわれています。

復讐後四十八年六月末までに検察庁が受理した宥容防止法違反事件の被疑者は三八人で、処理状況を見ても少ないという印象を受けます。婦人の更生のための保護施設、うるま婦人寮の開所以来四十八年十月二十三日までの入寮者総数は六一人で、私たちが視察した時は三八人収容されておりました。施設の運用上、難しい問題もありましたが、当初予想されたこととすれば必ずしも入寮者が多いとは思いません。婦人更生資金は四十八年九月末現在で二二人に貸付けられております。また、社会全般の宥容問題に対する関心が薄いこと、婦人の就業意識は高いがそれに対応する対策が遅れているともいわれています。復讐と同時に宥容防止法が全面施行されたとはいえず、管理宥容業者の取締りにについても、婦人の更生についても、やつと結についた段階であるという感を深くしました。

一日も早く宥容という名のもとに前近代的な生活強いられるであろう数多くの婦女子が解放されることを願わずにはおられません。そのためにも、彼女たちを単に転落前の生活に戻すことではなく、正規の労働市場への社会復帰を、本土との連帯によつて開発することが必要ではないでしょうか。

次に、管轄では法務省関係の庁舎に狭い、老朽化したものがあり、特に、私たちが視察した沖繩刑務所は雨漏り房がかなりある等手がつけられないまでに老朽化し、このままでは人命にもかかわる重大な事故も起りかねないほどであります。また、給排水設備が不良で水道が入っていない舎

房や、全くないに等しい狭い運動場、さらに、当刑務所は裁判所と隣り合せており、裁判所から刑務所構内が丸見えであり、未決監は、未決拘禁者とその定員をはるかに越え、過剰拘置の状態にある等ことから当刑務所については移転の問題もかみみますが、何らかの早急な対策を講ずる必要があると思ひます。

宿舎については、裁判所、法務省関係とも相当数の建築を必要としており、また、検察庁関係に電話未架設の宿舎が多く、業務遂行上不便を生じているようでありませうので、事務能率の向上からもこれらの整備が急務であると思ひます。

最後に、現地において、寒冷地手当に見合うものとして「亜熱帯手当」新設の要望等がありませう。これを付け加えまして報告を致しますが、詳細は調査室保管の資料により御承知いただきたいと思ひます。

なお、今回の調査にあたり、関係当局から終始懇切な御協力をいただきましたことに対し、深くお礼申し上げます。

十二月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、熊本地方法務局免田出張所存置に関する請願(第二七号)

第二七号 昭和四十八年十二月五日受理
熊本地方法務局免田出張所存置に関する請願(四通)

請願者 熊本県球磨郡免田町一、七一八
渡辺信一外六十八名

紹介議員 細川 護照君

農業構造改善基金整備農業の施行による登記事務の累増、産業開発による土地需要の多様化、特に最近における広域市町村行政の推進などの諸情勢からして、法務局免田出張所は最も地域住民の利便にそつた位置にあるので、本出張所について存置の措置を取り計らわれたい。

理由

一、中球磨五箇町村(免田、上、深田、岡原、須恵)は球磨盆地の中央にあり、交通通信網の基点的役割を果たしている。

二、本出張所の多良木出張所への統合計画は、関係町村の了解を得ず、一方的に促進されたもので、登記所の適正配置に関する民事行政審議会答申の第二登記所の適正配置を実施するに際して留意すべき事項第四項の趣旨に反する。

三、隣接町村錦町(木上、一武)、岡原村の人吉支所、多良木出張所への事務移管は、統廃合を計画的に意図し、住民の意志を無視したものであり、免田出張所に管轄を復元すべきである。

四、本出張所は大正十一年に設立され、五十二年の実績をもつており、現代の国家財政の規模で維持できないということは納得できない。

五、中球磨五箇町村地域は将来行政合併の実現を指向しているが、統廃合計画の登記行政圏はこの住民指向を無視している。

六、登記制度は国民の社会経済活動を支える基本的な制度の一つであり、登記所は住民の利用に便利なように身近に配置されるべきである。

七、登記所が遠隔の地に移ると住民負担を増加させ、必要にせまつた事件のみの手続きに終わりがまますます複雑化する危険性がある。

八、急増複雑化する登記行政に対し、法務行政が軽視されている。

九、登記所設置の際、土地、家屋の提供等あらゆる協力を惜しまなかつた地元自治体の立場が完全に無視されている。

十、本登記所を廃止するために法務局で作成された資料は、単に机上の資料で、取扱件数、交通、行政機関所在等について実態をはあくしてない。

十一、中球磨五箇町村長、議長及び民間代表は昭和四十年頃から本件について数次にわたり陳情を、更に昭和四十七年五月本登記所存置と所管区域の拡大の陳情を法務当局に行つており、ま

た昭和四十八年八月二十一日に関係住民の統合反対署名を提出しているが、これらの実情を全く配慮していない。

一月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務局・保護局・入国管理局職員的大幅増員等に関する請願(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)

二、熊本地方法務局免田出張所存置に関する請願(四通)(第五四一号)

第二九七号 昭和四十八年十二月十七日受理
法務局・保護局・入国管理局職員的大幅増員等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市三光町一〇ノ七丸
山洋一外六百九十九名
加瀬 完君

「いのちとくらしを守り、国民大衆に親しまれる法務行政の実現」を旨とし、法務局、保護局、入国管理局の職場における職員の健康を守り、労働過重をなくし、官庁として業務の遂行が完全に行われるよう、次の事項の実現を図られたい。

一、法務局、保護局、入国管理局の職員を大幅に増員すること。

二、定員削減をやめること。

三、民事行政審議会の答申に基づく登記所の統廃合を中止し、将来の展望を明らかにして整備拡充の方向で出先機関の配置を行うこと。

理由
法務局の職場においては、高度経済成長政策に引き続き、日本列島改造によつて、土地の投機的な買い占めや、道路、鉄道、住宅政策等に伴う登記事務が急増している。保護観察の職場は、犯罪者の保護観察、環境調査、広報共助等複雑困難な仕事を担当官が一人で、二、三百件も受け持つ等過重な勤務を余儀なくされている。入国管理の職場においては、日中国交回復をはじめ国際交流が活発となり、航空機の大形化や、観光政策の拡大により出入国者数は増加する一方である。こうした

職場の実態から、職員の中には満足な休養もとれず、在職中に死亡する者が急増し、職員の約六割が病気に悩まされている。それに、国民の権利、財産、生活を守る重要な仕事をしている職場にもかかわらず、事務量に見合った人員配置がされていないため十分な仕事ができず、遅れや作業ミスが増加する等国民に多大の迷惑をかけているが、政府は、総定員法により職員の増員を押さえ定員削減と官庁機構の整理縮小を行っている。なかでも登記所の統廃合を強行することによつて住民へのサービスを無視する政策を押し進めている。

第二九八号 昭和四十八年十二月十七日受理
法務局・保護局・入国管理局職員的大幅増員等に
関する請願

請願者 千葉県海上郡飯岡町下永井七六二
若松忠外五百九十八名

紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第二九九号 昭和四十八年十二月十七日受理
法務局・保護局・入国管理局職員的大幅増員等に
関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地二、〇
五二 市原昌明外六百八十七名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十八年十二月十七日受理
法務局・保護局・入国管理局職員的大幅増員等に
関する請願

請願者 佐賀県鹿島市大字高津原三、六一
一ノ五 永田善則外四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二九七号と同じである。

第五四一号 昭和四十九年一月七日受理
熊本地方方法務局免田出張所存置に関する請願（四
通）

請願者 熊本県球磨郡深田村東二、七七三
ノ二 荒川一外百十四名
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第二七号と同じである。

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案

（民事調停法の一部改正）

第一条 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「商事調停」を「交通調停」に、「第四節 鈔書調停（第三十二条、第三十三条）」を「第五節 公書等調停（第三十二条）」に改める。

第六条中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

第七条の見出しを「（調停主任等の指定）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

第七條第三項を削る。

第八條及び第九條を次のように改める。

（民事調停委員）

第八條 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づき意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その

他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に
関して必要な事項は、最高裁判所が定める。
（手当等）

第九條 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第十五條中「第八條、第九條及び」を削る。

第十六條の次に次の一條を加える。

（調停委員会の定める調停事項）

第十六條の二 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないことを認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停事項に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停事項を定めることができる。

2 前項の調停事項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第十七條の見出し中「代る」を「代わる」に改め、同条中「見込」を「見込み」に、「調停委員」を「当該調停委員会を組織する民事調停委員」に、「聞き」を「聴き」に、「申立」を「申立て」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 交通調停

（交通調停事件・管轄）

第三十一條 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三條に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十三條の見出し中「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一條」を「第三十條」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 公書等調停

（公書等調停事件・管轄）

第三十三條の二 公書又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三條に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十七條及び第三十八條中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

（家事審判法の一部改正）

第二条 家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六條 削除

第十条の次に次の一條を加える。

第十条の二 参与員には、最高裁判所の定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二十一條の次に次の一條を加える。

第二十一條の二 遺産の分割に関する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停事項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出席して当該調停事項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

第二十二條第一項中「調停委員」を「家事調停委員」に改め、同条第二項を次のように改める。

調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

第二十二條第三項を削り、同条の次に次の二條を加える。

第二十二條の二 家事調停委員は、調停委員会

で行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づき意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の關係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

家事調停委員は、非常勤とし、その任免に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二十二條の三 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二十三條第一項中「取消」を「取消し」に、「争」を「争い」に、「調停委員」を「当該調停委員会を組織する家事調停委員」に改める。

第二十四條第一項中「調停委員」を「当該調停委員会を組織する家事調停委員」に、「見て」を「見て」に、「申立」を「申立て」に改める。

第三十條第一項及び第三十一條中「調停委員」を「家事調停委員」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に調停委員会においてした手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定により調停委員会においてした手続及び裁判所がした民事調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。

3 この法律の施行前に調停委員、調停の補助をした者又は参与員がした執務に係る旅費、日当及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に調停委員であつた者がこ

の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五七二人」を「五七三人」に、「七七三人」を「七七六人」に改める。

第二条中「二万二千二百二十八人」を「二万二千五百五十三人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

昭和四十九年二月十二日印刷

昭和四十九年二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局